

半田市公告

半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成２６年半田市条例第６号）第４条及び半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例施行規則（平成２６年半田市規則第１２号）第３条の規定に基づき、次のとおり半田市産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書が提出されたため、その写しを縦覧に供する場所及び期間について、同条例第５条の規定により次のとおり定める。

令和８年１０月２０日

半田市長 久世 孝宏

記

- １．半田市産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書の写しを縦覧に供する場所
半田市乙川末広町５０番地
半田市リサイクルセンター 環境課執務室
- ２．半田市産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書の写しを縦覧に供する期間
令和８年１０月２０日から同年１１月１８日まで（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前９時から午後４時までに限る。）
- ３．その他
 - ①産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者
半田市日東町１番地の６
豊田メタル株式会社 代表取締役 岩瀬 正美
 - ②設置等をしようとする産業廃棄物処理施設等
産業廃棄物中間処理施設
・ 廃プラスチック類の破碎施設
 - ③産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする場所
半田市日東町１番６（工業専用地域）